

# (仮称) 習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例 (案) の概要

## 【基本理念 (第 3 条)】

- (1) 障がい者の基本的人権の尊重と擁護に当たり、障がい者の情報保障及びコミュニケーションの重要性を認めること
- (2) 手話が言語であるという認識を広め、ろう者が手話を利用する機会を保障すること
- (3) 障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、協働すること

## 【市の責務 (第 5 条)】

合理的配慮を行う

- ・ 必要な施策を総合的かつ計画的に実施

## 【市民の責務 (第 6 条)】

合理的配慮を行うよう努める

- ・ 障がい者の情報保障及びコミュニケーションの重要性を理解
- ・ 手話が言語であることを理解

## 【市民活動団体及び事業者の責務 (第 7 条)】

合理的配慮を行うよう努める

- ・ 他者が行う目的 (第 1 条) を達成するために必要な活動に協力するよう努める
- ・ 市が実施する施策に協力するよう努める

# 障がいの有無にかかわらず、全ての市民が、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる社会 (=共生社会) の実現 (第 1 条)

## 【目的 (第 1 条)】

障がい者個々にあった情報保障や  
コミュニケーション保障と理解の促進

## 【施策 (第 8 条)】

- (1) 障がい者が利用又は選択する手話、点字等の伝達手段の普及やコミュニケーションの円滑化を図る
- (2) 障がい者のコミュニケーションを支援する人材等の養成
- (3) 障がい者が、生活のあらゆる場面で、障がいのない市民と等しく情報保障され、コミュニケーションを図ることができる環境の整備
- (4) 災害時の緊急情報を障がい者の特性に応じて伝達
- (5) 情報通信や放送による情報の取得や利用を促進

## 【目的 (第 1 条)】

手話の普及及び理解の促進

## 【施策 (第 9 条)】

- (1) 市民に手話を学ぶ機会を提供
- (2) ろう者が手話を学び、使用する機会を確保する
- (3) ろう者が手話により講座等を受講できる環境の整備